

各地方運輸局 鉄道部
技術（第一）課長 殿

鉄道局施設課課長補佐

鉄道トンネル内の添架物の緊急点検について

平成24年12月2日、中日本高速道路株式会社が管理する中央高速自動車道笹子トンネル内の天井板が落下する事故が発生したことを受け、道路トンネルでは、トンネル内の道路附属物等について一斉点検を実施しているところである。

鉄道トンネルにおいては、既に、トンネル内の重量構造物の点検を指示したところであるが、今般更なる緊急点検を下記のとおり実施することとしたので、貴管内でトンネルを有する鉄軌道事業者を指導されたい。

なお、今後の点検状況等を踏まえ、追加して緊急点検を指示することがありうるのので了知されたい。

記

1. 点検対象

新幹線トンネル及び海底に敷設された鉄道トンネル内空のアンカーボルト等で添架している「架線を支持する下束等」の取付け部のうちトンネルを構築した後に取り付けた箇所（後付施工の箇所）

2. 点検方法

アンカーボルト・ナット、継手等の部位を中心に、近接目視及び打音・触診等により損傷や異常の有無を確認

3. 点検対象の例外

1. の点検対象のうち、2. と同様の点検方法により過去1年以内に点検を行っている箇所については、対象外とする。

4. 提出物

別途提示する報告様式に基づき提出。なお、3. で点検対象外としたものについては、直近に実施した点検結果を報告すること。

5. 報告期限

平成25年3月末